

患者等の食事の提供業務委託契約書(案)(長期継続契約)

佐久市立国保浅間総合病院 佐久市病院事業管理者 箕輪隆 (以下「甲」という)と〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という)は、甲の施設における佐久市立国保浅間総合病院給食業務について委託契約を締結する。

なお、各年度の契約については、当該年度にかかる予算が議決され、当該予算の執行が可能となったとき、入札の効力が生じることとする。

(総則)

第1条 乙は、佐久市立国保浅間総合病院給食業務が、患者に対する治療行為の一環であることを認識の上、甲が定めた別紙1の佐久市立国保浅間総合病院給食業務仕様書に従い、日本の法令を遵守し、誠実に委託業務を遂行しなければならない。

2 乙は、この契約の履行にあたり、常に善良なる管理者の注意をもって運営、管理、維持に努めなければならない。

3 乙は、この契約の履行にあたり、あるいはその他の方法により知り得た事項及びデータについて、これを他に漏らしてはならない。

(業務履行場所)

第2条 本契約の履行場所は、下記のとおりとする。

名称:佐久市立国保浅間総合病院(許可床数 278 床)

所在地:長野県佐久市岩村田 1862 番地 1

(給食内容等についての協議)

第3条 甲は、甲の病院内に設置する栄養委員会に必要に応じて乙を参加させるなど乙と定期的に給食内容等について協議を行う。

(給食受託責任者の配置)

第4条 乙は、甲の病院における乙の責任者として給食受託責任者を配置する。

甲は、業務に関する指示を乙又は乙の給食受託責任者に対して行うことができる。この場合において、乙又は乙の給食受託責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

(委託業務の種類)

第5条 甲が乙に委託する業務及び経費の負担区分は、別紙2、別紙3、別紙4のとおりとする。

(業務の委託料)

第6条 甲が乙に支払う委託料は、下記の区分によるものとする。

(1) 管理費

食数にかかわらず、月間固定金額 円とする。但し、
1ヶ月未満の委託料はその月の日数により日割計算する。

(2) 食単価区分

ア. 食単価 1日 円
祝い膳 円とする。

イ. 患者及び検食 実績給食数(患者分)に検食分を加えた食数に、ア.に掲げた食単価を乗じて得た金額とする。

(3) 税区分 管理費及び食単価の消費税は外税とする。

(条件変更等)

第7条 乙は、業務を履行するにあたり、次の各号の一つに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に報告し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書の内容が相互に一致しないこと。
 - (2) 仕様書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 仕様書の表示が明確でないこと。
 - (4) 仕様書に示された設備等の履行条件が実際と相違すること。
 - (5) 仕様書に明示されていない履行条件について、予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 甲は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、甲は、仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等の変更)

第8条 甲は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知し、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 甲は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは業務委託料を変更し、又は乙が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務委託料の変更方法)

第10条 業務委託料の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日について、甲が乙に意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(臨機の措置)

第11条 乙は災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ、甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、乙は、そのとった措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。
- 3 甲は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が業務委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、甲がこれを負担する。

(各月の業務完了等の検査)

第12条 乙は、毎月5日(休日等の場合は翌開庁日)までに前月分の業務についての完了報告書を甲に提出し、甲の検査を受けなければならない。この場合において、乙は当該完了報告書に甲が指定する書類を添付しなければならない。

- 2 甲は乙から前項の完了報告書の提出があったときは、その日から10日以内(やむを得ない理由があるときは15日以内)に乙の立会いのうえ、検査を行うものとする。
- 3 乙は前項の検査に合格しないときは、甲の指定する期間内に是正措置を講じ、甲の検査を受けなければならない。

(契約完了時の検査)

第13条 乙は、契約業務を完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員(以下「検査員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に乙の立会いの上、仕様書に定めるところにより、契約業務の完了を確認するための検査を行い、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、第2項の仕様書に定めるところによる検査に合格しないときは、直ちに是正して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、是正の完了を契約業務の完了とみなす。

(業務委託料の支払方法)

第14条 乙は、第12条第2項、第13条第2項の検査に合格したときは、当該業務に係る業務委託料の支払いを請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定により請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に当該業務に係る業務委託料を支払わなければならない。

(委託料の変更)

第15条 業務委託契約期間内において、法令の改正、施設工事等に伴う業務委託量に変更が生じた場合は、甲乙協議のうえ、業務委託料の額を変更することができる。

(甲の解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号の一つに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 給食受託責任者を配置しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (5) 第18条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (6) 行政庁の処分を受けたとき。
- (7) 従業員が不正または違法の行為を行い、甲が業務の遂行ができないと認めるとき。

(8) 乙に支払いの停止、手形の不渡り事故、破産、会社更生、競売の申し立て、差し押え、滞納処分的事由があったとき。

(9) 前条項に準じて、著しく社会的信用を失墜する行為があったとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合の違約金の額については、甲乙協議により定める。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に生じた損失があっても、これを一切補償しないものとする。

(契約の解除及び損害賠償)

第 17 条 甲・乙は、自己の都合によりこの契約を解除するときは、2 か月前までに文書をもって相手方に通知するものとする。

2 前項の規定による契約の解除に伴い、相手方に損害を与えたときは、解除した当事者は、その損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(乙の解除権)

第 18 条 乙は、甲の責に帰すべき事由により、業務の大部分を履行することが不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除に伴い、乙に損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。この場合の賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(解除の効果)

第 19 条 契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する乙の義務は消滅する。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、乙が既に業務を完了した部分(以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料(以下「既履行部分委託料」という。)を乙に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(解除に伴う措置)

第 20 条 乙は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が乙の故意又は過失により滅失または毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 乙は、契約が解除された場合において、委託業務現場に乙の所有又は管理する業務に使用する機械器具、仮設物その他物件があるときは、当該物件を撤去するとともに、委託業務現場を取り片付けて甲に明け渡さなければならない。

3 前項に規定する撤去及び取り片付けに要する費用(以下「撤去費用等」という。)は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号の定めるところにより甲又は乙が負担する。

(1) 契約の解除が第 16 条によるときは乙が負担し、第 17 条又は第 18 条によるときは甲が負担する。

(2) 乙が所有する機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等は、乙が負担する。

4 第 2 項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は委託業務現場の取り片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件の処分又は委託業務現場の取り片付けを行うことができる。また乙は、甲が支出した撤去費用等(前項第 1 号の規定により、甲が負担するものを除く。)を負担しなければならない。

5 第 1 項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法については、契約の解除が第 16 条による

ときは甲が定め、第 17 条又は第 18 条の規定によるときは、乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第 1 項後段及び第 2 項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

(事務の引継)

第 21 条 乙は委託業務の着手前必要とする期間(概ね2ヶ月間)において、前の受託者から甲の業務運営に支障が生じないよう受託業務の引継ぎを受けなければならない。これに要する費用は乙の負担とし、引継期間内に発生した障害等については、乙の責とする。

2 乙は、委託業務満了の翌日から前項に定める期間内において、後の受託者に対し引継ぎを行わなければならない。これに要する費用は、後の受託者の負担とし、引継期間内に発生した障害等については、原則として後の受託者の責とするが、引継ぎにあたり乙が不誠実な行為を行った場合は、この限りでない。

3 前2項の期間は甲、乙及び前又は後の受託者が協議のうえ延長することができる。

4 第 16 条によるときは、後任の受託者が決まるまでの期間及び後任受託者決定後(概ね1ヶ月間)に要する費用は、乙の負担とし、引継期間内に発生した障害等については、乙の責とする。

5 第 17 条若しくは第 18 条によるときは、後任受託者への業務引継ぎに係る費用は甲の負担とする。

(一般的損害)

第 22 条 この契約書及び発注図書に定める業務を行うにつき生じた損害(次条第 1 項及び第 2 項に規定する損害を除く。)については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰する事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 23 条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示又は貸与品等が不相当であること等甲の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決にあたるものとする。

(不可抗力による損害)

第 24 条 乙は、天災等で甲乙双方の責に帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により生じた施設等の損害等甲の損害については、その責を負わない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、不可抗力発生時における臨機の措置を怠ったことにより生じた甲の損害については、これを賠償しなければならない。

(不履行による損害)

第 25 条 甲は、次の各号の一つに該当する損害が生じた場合は、乙に対して損害に係る費用を請求することができる。

(1) 業務計画書に基づく履行の不履行、履行違反により生じた損害。

(2) 乙が甲の業務指示に従わなかったことにより生じた損害。

(3) 乙の責に帰すべき事由により生じた設備復旧、処理回復等に係る損害。

(4) 乙の業務運営上の違法行為により生じた損害。

(5) その他この契約に定める不履行により生じた損害。

- 2 前項の損害の額は、当該損害の額とする。
- 3 乙は、次の各号の一つに該当する損害が生じた場合は、甲に対して損害に係る費用を請求することができる。
- (1) 甲の業務指示が不適切であったことにより生じた損害。
 - (2) 甲の責に帰すべき事由により生じた設備復旧、処理回復等に係る損害。
 - (3) 甲の違法行為により生じた損害。
 - (4) その他この契約に定める不履行により生じた損害。
- 4 前項の損害の額は、当該損害の額とする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第 26 条 乙の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、損害金の支払いを乙に請求することができる。
- 2 前項の損害金の額は当該年度における業務委託料から業務の完了部分を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 3.1%の割合で計算した額とする。
- 3 甲の責に帰すべき事由により第 14 条第 2 項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は未受領料金につき、遅延日数に応じ、年 3.1%の割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(賠償金の徴収)

- 第 27 条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定した期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年 3.1%の割合で計算した利息を付した額と、甲が支払うべき業務委託料とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年 3.1%の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(紛争の解決)

- 第 28 条 この契約の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服ある場合その他契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、甲乙協議して特別の定めをした場合を除き、甲乙それぞれが負担する。
- 2 第 1 項の規定にかかわらず、甲又は乙は、必要があると認められるときは、同項に規定する手続き前又は手続き中であっても同項の甲乙間の紛争について、民事訴訟法(平成 8 年法律第 109 号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和 26 年法律第 222 号)に基づく調停の申し立てを行うことができる。

(関係法令)

- 第 29 条 乙は、乙の従業員が関係法令に違反することのないよう十分に留意する。

(実施状況その他の書類提出)

- 第 30 条 乙は、甲が必要とする場合は、委託業務の実施状況その他の書類を提出しなければならない。

(従業員)

- 第 31 条 乙は、仕様書に基づき委託業務に必要な従業員として乙が定めた従業員を確保しなければならない。
- 乙は、やむなく従業員を変更しようとするときは業務の質の低下を招かないよう配慮する。

(守秘義務)

第 32 条 乙及び乙の従業員は、業務上知り得た業務内容及び甲の患者、職員に関する秘密は他に漏らしてはならない。

(個人情報保護)

第 33 条 乙は、個人情報の取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び個人情報の保護に関する法律施行令を遵守するとともに、厚生労働省の作成した医療、介護関係事業者における個人情報保護に関するガイドラインに従い、適正かつ安全に行われなければならない。

2 個人情報の取り扱いについては、その定義、目的外利用の禁止、安全管理義務、従業員の監督、複製、複製の禁止、個人情報の返却及び消去、履行状況の点検、報告義務、損害賠償、存続期間、義務の存続、別途協議について別途仕様書に定める。

(設備の貸与及び保守)

第 34 条 甲乙協議の上、甲は、乙に対し甲の厨房施設の使用及び厨房設備を貸与するものとする。貸与された厨房設備は、良好な管理のもとに使用しなければならない。

(厨房施設及び貸与された厨房設備に修理等)

第 35 条 乙は、使用を許可された厨房施設及び貸与された厨房設備に修理等の必要を生じたときは甲に申し出ることとし、甲がその必要性を認めたときは、甲の責任において修理を行う。

乙の責任に帰す原因により修理の必要を生じたときは甲の許可を得て乙の責任において修理を行う。

(事故に対する対処)

第 36 条 乙は、当該職場の秩序を守り、火災、盗難等の防止及び労働安全に努めなければならない。

(権利の譲渡)

第 37 条 乙は、この契約により生じた権利・義務を第三者に譲渡してはならない。また、業務の代行を除き再委託、貸与された施設・設備の転貸をしない。

(業務の代行)

第 38 条 乙は火災、労働争議、業務停止等の事情によりその業務の全部または一部の遂行が困難となった場合の保証のため、あらかじめ業務の代行者として公益社団法人日本メディカル給食協会(以下「丙」という)を指定しておくものとする。

乙の申し出により甲が委託業務の代行の必要性を認めた場合は、丙は乙に代わってこの契約書の規定に従い業務を代行しなければならない。ただし、この場合であっても、乙の義務は免責されるものではない。

(契約期間)

第 39 条 本契約の期間は、平成 30 年4月1日から平成 35 年3月31日までの長期継続契約とする。ただし、各年度の契約については、当該年度にかかる予算が議決され、当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じることとする。

(その他)

第 40 条 本契約の解釈で疑義を生じた場合及び本契約に定めがない場合で重要な事項は、甲・

乙協議の上決定する。

第 41 条 本契約の証として本契約書2通を作成し、甲・乙・丙、記名捺印の上、甲・乙がその1通を保有するものとする。

令和5年4月1日

甲 長野県佐久市岩村田 1862 番地 1
佐久市立国保浅間総合病院
佐久市病院事業管理者 箕輪 隆

乙

丙